

令和3年 第2回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和3年4月13日

| | | | | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------------|---|---------------|----------|---------|------------|
| 招集の場所 | 安芸太田町議会議事堂 | | | | | | |
| 開閉会日 及び宣告 | 開会 | 令和3年4月13日午前11時00分 | | | 議長 | 角田 伸一 | |
| | 閉会 | 令和3年4月13日午後 3時08分 | | | 議長 | 中本 正廣 | |
| 応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席 | 議席 番号 | 氏 名 | | 出席等 の 別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席等 の 別 |
| | 1 | 角 田 伸 一 | | ○ | 7 | 影 井 伊久美 | ○ |
| | 2 | 斉 藤 マユミ | | ○ | 8 | 田 島 清 | ○ |
| | 3 | 佐々木 道則 | | ○ | 9 | 矢 立 孝 彦 | ○ |
| | 4 | 小 島 俊 二 | | ○ | 10 | 津 田 宏 | ○ |
| | 5 | 末 田 健 治 | | ○ | 11 | 佐々木美知夫 | ○ |
| | 6 | 大 江 厚 子 | | ○ | 12 | 中 本 正 廣 | ○ |
| 会議録署名議員 | 1番 | <input type="checkbox"/> 田 伸 一 | | 2番 | 斉 藤 マユミ | | |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | 事務局長 | 河 野 茂 | | 書記 | 小 田 和 子 | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 | 町 長 | 橋 本 博 明 | | 教 育 長 | 二 見 吉 康 | | |
| | 副 町 長 | 小 野 直 敏 | | 病院事業管理者 | 平 林 直 樹 | | |
| | 総 務 課 長 | 長 尾 航 治 | | 教 育 次 長 | 園 田 哲 也 | | |
| | 総務課主幹 | 三 井 剛 | | 教 育 課 長 | 瀬 川 善 博 | | |
| | 会 計 管 理 者 (会 計 課 長) | 児 玉 裕 子 | | 安芸太田病院 事務長 | 栗 栖 香 織 | | |
| | 加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長 | 金 升 龍 也 | | — | — | | |
| | 筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長 | 片 山 豊 和 | | — | — | | |
| | 企 画 課 長 | 二 見 重 幸 | | — | — | | |
| | 税 務 課 長 | 沖 野 貴 宣 | | — | — | | |
| | 住 民 課 長 | 上 手 佳 也 | | — | — | | |
| | 産 業 観 光 課 長 | 菅 田 裕 二 | | — | — | | |
| | 建 設 課 長 | 武 田 雄 二 | | — | — | | |
| | 健 康 福 祉 課 長 | 伊 賀 真 一 | | — | — | | |
| 衛 生 対 策 室 長 | 森 脇 泰 | | — | — | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | | |

会議に付した事件

令和3年4月13日

| | |
|-------|---|
| | 仮議席の指定 |
| | 議長の選挙 |
| | 議席の指定 |
| | 会議録署名議員の指名 |
| | 会期の決定 |
| | 副議長の選挙 |
| | 議席の一部変更 |
| | 常任委員会委員の選任 |
| | 議長の常任委員の辞退について |
| | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| | 議会広報広聴調査特別委員会の設置及び委員の選任について |
| | 議会改革調査特別委員会の設置について |
| | 地方創生調査特別委員会の設置について |
| | 災害対策調査特別委員会の設置について |
| 同意第7号 | 監査委員の選任について |
| | 議会運営委員会委員の選任 |
| 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町税条例等の一部改正について) |
| 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について) |
| 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の 一部改正について) |
| | 閉会中の継続調査について |

令和3年第2回 安芸太田町議会臨時会
議事日程(第1号)

令和3年4月13日

| 日程 | 議案等番号 | 件名 |
|----|-------|--------|
| | | 仮議席の指定 |
| 第1 | | 議長の選挙 |

追加議事日程(第1号の2)

令和3年4月13日

| 日程 | 議案等番号 | 件名 |
|-----|-------|---|
| 第2 | | 議席の指定 |
| 第3 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第4 | | 会期の決定 |
| 第5 | | 副議長の選挙 |
| 第6 | | 常任委員会委員の選任 |
| 第7 | | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 第8 | | 議会運営委員会委員の選任 |
| 第9 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町税条例等の一部改正について) |
| 第10 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について) |
| 第11 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について) |

議 事 日 程 （ 第 1 号 の 2 ） 追 加

令和3年4月13日

| 日 程 | 議案等番号 | 件 名 |
|------|-------|-----------------------------|
| 追加第1 | | 議席の一部変更 |
| 追加第2 | | 議長の常任委員の辞退について |
| 追加第3 | | 議会広報広聴調査特別委員会の設置及び委員の選任について |
| 追加第4 | | 議会改革調査特別委員会の設置について |
| 追加第5 | | 地方創生調査特別委員会の設置について |
| 追加第6 | | 災害対策調査特別委員会の設置について |
| 追加第7 | 同意第7号 | 監査委員の選任について |
| 追加第8 | | 閉会中の継続調査について |

令和3年第2回臨時会
(令和3年4月13日)
(開会 午前11時00分)

○河野茂事務局長

ご起立願います。一同互礼。ご着席ください。

本日は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、角田伸一議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。それでは角田議員、よろしくお願います。

(角田臨時議長、議長席に着席)

仮議席の指定

○角田伸一臨時議長

ただいま御紹介にあずかりました角田伸一でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいまご着席の議席を指定したいと思いますが、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま着席のその席を仮議席に指定いたします。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第2回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 議長の選挙

○角田伸一臨時議長

日程第1、議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これにご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思います。これにご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、臨時議長において指名することに決定しました。議長に、中本正廣議員を指名いたします。

お諮りします。中本正廣議員を議長の当選人と定めることに、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、中本正廣議員が議長に当選されました。中本正廣議員が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。中本正廣議員の発言を求めます。はい、10番中本正廣議員。

○中本正廣議員

皆さん方のご審議により、議長に選出いただきまして、誠にありがとうございます。浅学菲才はもとよりでございますが、開かれた議会を目指し、議会のチェック機能を十分に果たし、安芸太田町の発展のために尽力したいと思います。どうか議員各位の皆さんのご協力をよろしくお願いします。簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。そしてありがとうございます。

○角田伸一臨時議長

中本正廣議員の発言を終わります。皆様のご協力により無事、臨時議長の職務を果たすことができました。感謝を申し上げます。議長が決定しましたので、議長と交代します。しばらく休憩します。

(休憩 午前11時05分)

[議長交代]

(再開 午前11時34分)

日程第2 議席の指定

○中本正廣議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条の第14条1項の規定により、議長において定めます。議席番号と議員の氏名を申し上げます。1番、角田伸一議員。2番、斉藤マユミ議員、3番、佐々木道則議員、4番、小島俊二議員、5番、末田健治議員、6番、大江厚子議員、7番、影井伊久美議員、8番、田島清議員、9番、佐々木美知夫議員、10番、津田宏議員、11番、矢立孝彦議員、12番、中本正廣、私、中本正廣です。以上のとおり議席を定めます。しばらく休憩といたします。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時36分)

日程第3 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、角田伸一議員及び2番、斉藤マユミ議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日4月13日の1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日に決定いたしました。

日程第5 副議長の選挙

○中本正廣議長

日程第5 副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定いたしました。副議長に佐々木美知夫議員を指名いたします。お諮りします。佐々木美知夫議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました佐々木美知夫議員が副議長に当選されました。佐々木美知夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。佐々木美知夫議員の発言を求めます。はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

ただいまご指名により、副議長という大役を仰せつかったわけですが、先ほど議長のほう、中本議長のほうで、なられたということで、今後、1期4年、議長を補佐すべく、潤滑な議会運営ができますように、私、いささか、肩の荷が重たんですが、頑張りたいと思っておりますので、各議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○中本正廣議長

佐々木美知夫議員の発言を終わります。

○中本正廣議長

おはかりします。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定に基づき、「議席の一部変更」をすることを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更をすることを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議席の一部変更

○中本正廣議長

追加日程第1、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項により、議席の一部を変更します。

9番 佐々木美知夫議員を11番に、11番、矢立議員を9番に変更いたします。各自、指定議席に着いてください。これでしばらく休憩といたします。

(休憩 午前11時38分)

(再開 午後1時33分)

日程第6 常任委員会委員の選任

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第6、常任委員会委員の選任を議題といたします。お諮りします。各常任委員の選任は、委員会条例第7条により、議長が議会に諮って指名することになっています。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。異議がないようございますので、総務常任委員会に4番、小島俊二議員、5番、末田健治議員、6番、大江厚子議員、7番、影井伊久美議員、8番、田島清議員、9番、矢立孝彦議員を指名いたします。産業建設常任委員会に、1番、角田伸一議員、2番、斉藤マユミ議員、3番、佐々木道則議員、10番、津田宏議員、11番、佐々木美知夫議員、ごめんなさい。10、あ、いいですね、11番、佐々木美知夫議員。12番、中本正廣、といたします。以上を指名いたします。ただいまの発表のとおり、各常任委員会を指名いたしました。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

はい。異議なしと認めます。したがってただいま発表したとおり、それぞれ各常任委員会(委員)に任命いたします。ここで発言をしたいので、副議長と交代するため、しばらく休憩といたします。

(休憩 午後1時35分)

(再開 午後1時36分)

追加日程第2 議長の常任委員の辞退について

○佐々木美知夫副議長

休憩前に引き続き会議を再開します。12番、中本議員。

○中本正廣議長

発言をいたします。議長の職務上、常任委員会を辞退したいと思いますので、ご同意いただきますよう、よろしくお願いたします。

○佐々木美知夫副議長

ただいま議長から常任委員を辞退したいとの発言がありました。この際、議長の常任委員の辞退についてを日程に追加し、追加日程第2として、ただちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞退についてを、日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2、議長の常任委員の辞退についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当いたしますので、中本議長の退席を求めます。

(中本議長 退席)

お諮りします。議長の常任委員の辞退については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞退については、これに同意することに決定をいたしました。中本議長の入場を求めます。

(中本議長 入場着席)

ここで議長と交代しますのでしばらく休憩とします。

(休憩 午後1時37分)

(再開 午後1時39分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員会条例第8条により、各常任委員会の委員はこれから、委員会を開いていただき、正副委員長を互選してください。しばらく休憩といたします。

(休憩 午後1時39分)

(再開 午後1時45分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。総務常任委員会委員長に末田健治議員、同副委員長に大江厚子議員。産業建設常任委員会委員長に津田宏議員、同副委員長に斉藤マユミ議員、以上でございます。

日程第7、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○中本正廣議長

日程第7、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。この選出方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。広島県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定による議員には、私、中本正廣を指名いたします。

ただいま議長が指名しました私、中本正廣を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙には、私、中本正廣が当選いたしました。会議規則第33条2項の規定により告知をいたします。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出いただきました。連合議会議員として、鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

追加日程第3 議会広報広聴調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○中本正廣議長

お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、議会広報の発行及び広聴に関する調査を行うため、特別委員会を設置することに、日程に追加し、追加日程3として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会広報広聴の調査をするため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第3、議会広報広聴調査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、議会広報の発刊及び広聴に関する調査については、4名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会広報の発刊及び広聴に関する調査については、4名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。お諮りします。ただいま設置した特別委員会の委員に選任については、委員会条例第7条により、議長が議会に諮って指名することになっています。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩といたします。

(休憩 午後1時49分)

(再開 午後1時49分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会広報広聴調査特別委員会委員には、2番、斉藤マユミ議員、4番、小島俊二議員、7番、影井伊久美議員、8番、田島清議員の4名を指名いたします。ただいま、発表のとおり、議会広報広聴調査特別委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名した4名の議会広報広聴調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

追加日程第4 議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○中本正廣議長

お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、議会改革に関する調査を行うため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議会改革に関する調査を行うため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、議員全員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議会改革に関する調査については、議員全員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査をすることに決定しました。

追加日程第5 地方創生調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○中本正廣議長

お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき地方創生に関する調査を行うため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって地方創生に関する調査を行うため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第5、地方創生調査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、議員全員で構成する地方創生調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了までの閉会中の継続調査をすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって地方創生に関する調査については、議員全員で構成する地方創生調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査することに決定しました。

追加日程第6 災害対策調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○中本正廣議長

お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき災害対策に関する調査を行うため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって災害対策に関する調査を行うため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第6、災害対策調査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、議員全員で構成する災害対策調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査をすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、災害対策に関する調査については、議員全員で構成する災害対策調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査することに決定しました。委員会条例第8条により、各特別委員会の委員は、これから委員会を開いて正副委員長を互選してください。しばらく休憩といたします。

(休憩 午後1時54分)

(再開 午後1時59分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に開かれた特別委員会で正副委員長の互選が行われ、その結果が通知されておりますので、報告します。

議会広報広聴調査特別委員長に田島清議員、同副委員長に影井伊久美議員。

議会改革調査特別委員長に小島俊二議員、副委員長に佐々木美知夫議員。

地方創生調査特別委員長に角田伸一議員、同副委員長に末田健治議員。

災害対策調査特別委員長に津田宏議員、同副委員長に田島清議員、以上でございます。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後1時59分)

(再開 午後2時55分)

追加日程第7 同意第7号

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。先ほど町長から、同意第7号、監査委員の選任についてが提出されました。これを日程について追加し、追加日程第7として、直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第7号を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後2時56分)

(再開 午後2時57分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第7、同意第7号、監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、佐々木道則議員の退席を求めます。

(佐々木道則議員 退席)

○中本正廣議長

提出者からの説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

同意第7号、監査委員の選任について、先に行われました安芸太田町議会議員一般選挙の結果を受けまして、議会より選出をお願いする監査委員に、前期に引き続いて佐々木道則さんを選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。長年の行政経験を持ちの中で、卓越した見識をもとに、安芸太田町行財政について、大所高所よりご指摘またご指導いただければ、いただけたらと思ひまして、監査委員としての選任に同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第7号 監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第7号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第7号、監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。佐々木道則議員の着席を求めます。

(佐々木道則議員入場着席)

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○中本正廣議長

それでは、日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。お諮りします。議会運営委員の選任については委員会条例第7条により、議長が議会に諮って指名することになっております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○中本正廣議長

異議なしと認めます。ご異議がないようですので、議会運営委員会委員に、佐々木美知夫議員、末田健治議員、津田宏議員、佐々木道則議員、角田伸一議員を指名いたします。

お諮りします。ただいまの発表のとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○中本正廣議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま発表したとおり議会運営委員会委員に任命いたします。委員会条例第8条の2議会運営委員会の委員は、これから委員会を開いて、正副委員長を互選してください。しばらく休憩いたします。

(休憩 午後2時57分)

(再開 午後3時00分)

○中本正廣議長

休憩前に続き会議を再開いたします。ここで、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますのでご報告いたします。議会運営委員長に角田伸一委員、同副委員長に末田健治委員、以上でございます。

- 日程第9 承認第1号
日程第10 承認第2号
日程第11 承認第3号

○中本正廣議長

日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町税条例等の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

説明させていただきます。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。安芸太田町税条例等の一部改正について。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う安芸太田町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。よろしく願いいたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大江議員。

○大江厚子議員

この中で、軽自動車税の変更の内容があると思うんですけど、町内で、いわゆる軽自動車の自家用車の登録台数とそれからこれに非課税、あるいは1%に当たる、軽の自家用車があるのかどうかということを、質問します。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

はい。失礼いたします。本町の軽自動車の登録台数は、4588台でございます。こういった何と申しますか、電気自動車に代表されるCO2を出さない車ですけれども、町においては、登録がございません。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町税条例等の一部改正についてを起立により採決します。承認第1号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町税条例等の一部改正についてはこれを承認することに決定しました。

日程第10 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

続いて説明させていただきます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。安芸太

田町国民健康保険税条例の一部改正について。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に関わる国民健康保険税の減免措置に伴う安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めます。よろしく願いいたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町国民健康保険税条例一部改正についてを起立により採決します。承認第2号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

はい。起立多数です。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正については、これを承認することに決定しました。

日程第11、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。過疎地域自立促進特別措置法の減収補填を前提として定めている、安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例について、令和3年3月31日で失効するため、失効に伴う経過措置を加える規定を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。よろしく願いいたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。承認第3号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○中本正廣議長

起立多数です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、これを承認することに決定しました。しばらく休憩といたします。

(休憩 午後3時06分)

(再開 午後3時06分)

追加日程第8 閉会中の継続調査について

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申出承認についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査として、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長から、申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査として、承認することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これで会議を閉じ、令和3年第2回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂事務局長

ご起立願います。一同互礼。ご着席ください。

(終了 午後3時08分)